

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年7月14日（水）10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
審査グループ 地震・津波審査部門
江寄企画調査官、千明主任安全審査官
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

✓ 燃料取り出し用構台の耐震設計

◇ ばね付きオイルダンパ及び弾性支承の設置条件について

- 基準地震動（ S_s ）に対する水平方向の最大応答相対変位がすべり代以下であるため、滑動しても問題ない。
- テフロンコーティングステンレス板とテフロン板との基準摩擦係数は0.013と非常に小さい。
- テフロンの耐放射線性

◇ 改良地盤物性の設定について

- パラメトリックスタディを実施し、改良地盤のひずみ依存特性が基礎下入力動に与える影響が十分小さいことを確認した。

◇ あと施工アンカーの適用性と妥当性について

✓ 燃料取り出し用構台に係る確認事項

- ◇ 高力ボルト、弾性支承及びオイルダンパに係る材料確認の確認内容及び判定基準
- ◇ 接合部及び外装材に係る据付確認の確認内容及び判定基準

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- ばね付きオイルダンパの設置条件について、テフロンの摩擦係数の出典を明示するとともに、ばね付きオイルダンパの底部の面圧がテフロン等の製品の仕様を満足していることを示した上で、すべりが発生するまでの間に摩擦抵抗力によってばね付きオイルダンパが破損しないことを具体的に説明すること。
- テフロンの耐放射線性について、電気絶縁材料としての使用上限線量が示されているが、すべり特性への放射線照射の影響を説明すること。また、想定する使用条件でのテフロンコーティングの耐久性について説明すること。

- あと施工アンカーの適用性及び妥当性を確認した際の考え方、判断基準等について具体的に説明すること。
- 燃料取り出し用構台前室に設置する外装材について、目的、機能、設計方針等について整理して説明すること。
- 避雷針の設置の要否に係る考え方について説明するとともに、設置が必要な場合にはその計画を説明すること。
- 燃料取り出し用構台に係る確認事項について、オイルダンパに係る材料確認における最大速度の確認方法を詳細に説明すること。また、接合部に係る据付確認だけでは全体の確認ができないため、全体構造・骨組みに係る据付確認の追加を検討するとともに、オイルダンパ及び弾性支承に係る据付確認の追加を改めて検討すること。

等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第19回）
 - ✓ 添付資料5 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項